

法第 20 条（構造耐力）

鉄筋コンクリート造の高さの制限

地階を除く階数が 7 以上若しくは高さが 20 m を超える建築物は、次のいずれかに該当するものとする。

1. 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物
2. 高さ 31 m 以下で、次のいずれかに該当する建築物
 - ① 構造計算ルート②に適合すること。
 - ② 構造計算ルート③に適合し、かつ、剛性率・偏心率がそれぞれ令第 82 条の 2 及び第 82 条の 3 の規定に適合すること。
 - ③ 建築物の下層部を鉄骨鉄筋コンクリート造とし、上層部を鉄筋コンクリート造とした建築物で、次の要件を満たすこと。
 - ア. 7～8 階建で、4 階柱の midpoint より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
 - イ. 9～10 階建で、5 階柱の midpoint より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
 - ウ. 11 階建で、6 階柱の midpoint より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
3. 東京都高層建築物に関する構造設計指導指針または愛知県高層建築物設計指針に適合する建築物